

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の考え方

1 国における教育・保育提供区域の考え方

提供区域とは、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲です。

区域の設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 小金井市における教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域

小金井市は、4km四方と入り組みが少ないコンパクトな地形であることが特徴です。利用者の通勤等の実態を踏まえた動線を考慮しつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域とします。

なお、今後も施設整備にあたっては、既存施設との調和・全体とのバランスを図りつつ、利用者のニーズ・利便性を考慮しながら検討していきます。

事業区分	提供区域
1号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	市内1区域
2号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	
3号認定（満3歳未満の小学校就学前児童）	

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業それぞれの現状の提供体制及び利用状況のほか、(1)に記載のとおりコンパクトな地形であること、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となることを踏まえ、市内全域を1区域とします。事業実施にあたっては、現状の提供体制との調和・全体とのバランスを図りつつ、地域の状況や利用者のニーズ・利便性を考慮しながら実施していきます。

本章項番	地域子ども・子育て支援 18 事業	重点施策 (第4章)	提供区域
(1)	利用者支援事業（地域子育て相談機関及び妊婦等包括相談支援事業型を含む）	3-1 ※(1)の一部は 3-2の施策	市内1区域
(2)	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）		
(3)	妊婦健診事業		
(4)	産後ケア事業		
(5)	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	3-2	
(6)	地域子育て支援拠点事業		
(7)	病児保育事業		
(8)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）		
(9)	延長保育事業（時間外保育）	3-3	
(10)	放課後児童健全育成事業（学童保育）		
(11)	一時預かり事業		
(12)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	3-4	
(14)	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
(15)	養育支援訪問事業	4-4	
(16)	子育て世帯訪問支援事業		
(17)	児童育成支援拠点事業		
(18)	親子関係形成支援事業		

第2節 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

(1) 認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育（教育認定）	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり（保育認定）	主に保育所、認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育に該当

(2) 教育・保育施設の分類について



(3) 計画期間の年齢別児童数の推計

市では、市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針である基本構想を策定するにあたり、施策の方向性の前提となる「小金井市人口ビジョン」を令和3年に策定しました。ここでは令和3年の策定時推計と実績の乖離について補正を行い将来の人口を推計しています。

計画期間中の児童人口は、近年の出生数の減少から減少傾向にあるものと見込まれます。

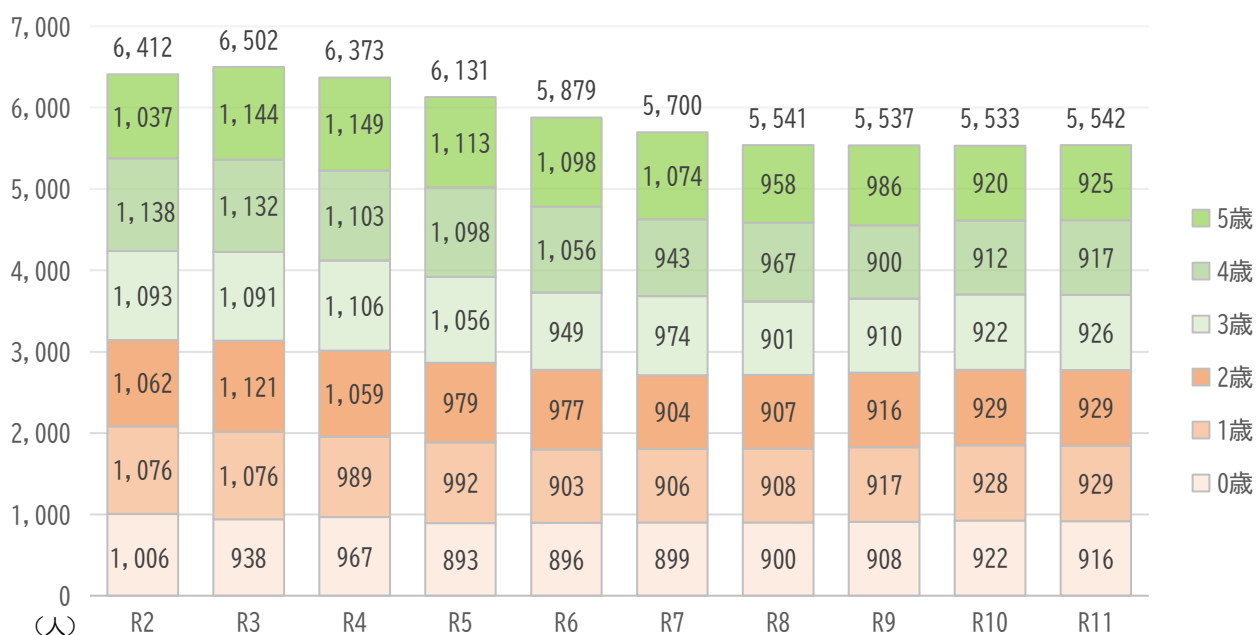
(単位：人)

	実績					推計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	1,006	938	967	893	896	899	900	908	922	916	2.2%
1歳	1,076	1,076	989	992	903	906	908	917	928	929	2.9%
2歳	1,062	1,121	1,059	979	977	904	907	916	929	929	-4.9%
3歳	1,093	1,091	1,106	1,056	949	974	901	910	922	926	-2.4%
4歳	1,138	1,132	1,103	1,098	1,056	943	967	900	912	917	-13.2%
5歳	1,037	1,144	1,149	1,113	1,098	1,074	958	986	920	925	-15.8%
6歳	1,040	1,085	1,158	1,156	1,114	1,106	1,081	967	997	925	-17.0%
7歳	1,041	1,058	1,110	1,170	1,166	1,128	1,119	1,096	982	1,006	-13.7%
8歳	987	1,038	1,067	1,113	1,168	1,165	1,126	1,122	1,099	981	-16.0%
9歳	983	1,004	1,055	1,070	1,127	1,184	1,180	1,142	1,138	1,111	-1.4%
10歳	976	999	1,008	1,056	1,091	1,132	1,190	1,188	1,150	1,143	4.8%
11歳	968	994	1,019	1,003	1,060	1,102	1,144	1,203	1,201	1,159	9.3%

	実績					推計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	1,006	938	967	893	896	899	900	908	922	916	2.2%
1-2歳	2,138	2,197	2,048	1,971	1,880	1,810	1,815	1,833	1,857	1,858	-1.2%
3-5歳	3,268	3,367	3,358	3,267	3,103	2,991	2,826	2,796	2,754	2,768	-10.8%
小計	6,412	6,502	6,373	6,131	5,879	5,700	5,541	5,537	5,533	5,542	-5.7%
6-8歳	3,068	3,181	3,335	3,439	3,448	3,399	3,326	3,185	3,078	2,912	-15.5%
9-11歳	2,927	2,997	3,082	3,129	3,278	3,418	3,514	3,533	3,489	3,413	4.1%
合計	12,407	12,680	12,790	12,699	12,605	12,517	12,381	12,255	12,100	11,867	-5.9%

(各年4月1日)

■ 0～5歳の実績・推計



2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	1,190	1,116	1,093	1,068	1,065
幼児期の学校教育の利用希望が強い	75	70	69	67	67
上記以外	1,115	1,046	1,024	1,001	998
2 確保の内容	1,190	1,116	1,093	1,068	1,065
特定教育・保育施設	151	151	151	151	151
確認を受けない幼稚園	519	519	519	519	519
市外の幼稚園	520	446	423	398	395
過不足（2-1）	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない幼稚園のこと。

■確保策推進等についての考え方

小金井市における私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、認定こども園（幼稚園分）の定員数の合計は1,164人となっています。幼稚園は、居住する市区町村以外に所在する園への通園が可能であり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内の未就学児童の一部は市外の幼稚園に通園しています。

今後は、認定こども園の新設や、既存の幼稚園・保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受け入れ体制づくりを進め、円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応します。また、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えるとともに、既存の幼稚園に対する認定こども園制度に関する情報提供・周知に努めます。

さらに、幼稚園利用ニーズに対する更なる対応や、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要もあります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

(2) 2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	1,800	1,709	1,702	1,685	1,702
2 確保の内容	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273
特定教育・保育施設	2,226	2,226	2,226	2,226	2,226
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	47	47	47	47	47
過不足（2-1）	473	564	571	588	571

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望）

① 3号認定（0歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	257	257	259	263	261
2 確保の内容	345	345	345	345	345
特定教育・保育施設	302	302	302	302	302
地域型保育事業	23	23	23	23	23
認可外保育施設	20	20	20	20	20
過不足（2-1）	88	88	86	82	84
保育利用率	38.4%	38.3%	38.0%	37.4%	37.7%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

② 3号認定（1歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	585	590	598	609	614
2 確保の内容	627	627	627	627	627
特定教育・保育施設	547	547	547	547	547
地域型保育事業	46	46	46	46	46
認可外保育施設	34	34	34	34	34
過不足（2-1）	42	37	29	18	13
保育利用率	69.2%	69.1%	68.4%	67.6%	67.5%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

③ 3号認定（2歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	659	664	674	687	690
2 確保の内容	702	702	702	702	702
特定教育・保育施設	625	625	625	625	625
地域型保育事業	40	40	40	40	40
認可外保育施設	37	37	37	37	37
過不足（2-1）	43	38	28	15	12
保育利用率	77.7%	77.4%	76.6%	75.8%	75.6%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

■確保策推進等についての考え方

令和5年度及び令和6年度に待機児童数ゼロを達成しました。共働き家庭等の増加に加え、幼児教育・保育の無償化の開始によって、今後も引き続き一定の保育ニーズがあるものと見込まれるため、引き続き保育ニーズの動向を注視してまいります。

保育定員の確保数については、定員に空きが生じている年齢もあり、新規開設は行わず、今後、各年齢の定員数に対し柔軟に対応できるよう計画数を見込みます。

3 幼児教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。また、より一層、質の向上を図るためには、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要であると同時に、幼稚園教諭、保育士の処遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が重要です。

小金井市では、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、令和3年3月「小金井市すこやか保育ビジョン」を策定し、保育の質のガイドラインと今後の保育施策の方向性が示されました。

(1) 保育の質の維持・向上

すべての子どもが健やかに成長できるよう、「小金井市すこやか保育ビジョン」に基づき、保育士の資質の向上に向けた研修の実施・充実のほか、保育の質のガイドラインの活用や第三者評価受審の促進などを行うことで、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めます。

(2) 保育士の確保及び処遇の改善

保育の質の維持・向上や待機児童の解消のためには、保育士の確保が優先課題ですが、保育士の有効求人倍率は、東京都においては特段に高く、保育所における保育士確保が非常に厳しい環境となっています。

市として、国や東京都が実施する保育士等処遇改善施策を最大限、活用を図るほか、東京都社会福祉協議会等が行っている様々な保育士支援制度の周知・情報提供を進めます。また市においても、各施設に対する保育士確保策の支援の充実を検討していきます。

(3) 幼保小の更なる連携

子どもの成長は、家庭から幼稚園・認定こども園・保育所、小学校へと続いていきます。

子どもの学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携が必要です。市では子どもの健やかな成長のために、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮しつつ、幼保小の更なる連携を推進していきます。

(4) 外国につながる子どもへの支援

小金井市においても、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもが増えることが想定されます。

外国につながる子どもが幼児教育・保育等を円滑に利用できるよう、利用に関する情報アクセスの向上や施設に対する支援について検討していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

保護者の就労の有無等にかかわらず全ての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では18の事業を地域子ども・子育て支援事業と定め、計画的な提供体制を確保することとされました。子ども・子育て支援法の基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【基本型】

子どもとその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

基本型には、実施日数などの要件により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3つの実施形態があります。

【対象者】 妊産婦及び18歳未満の子どもと子育て家庭

【特定型】

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【対象者】 妊産婦及び未就学児童と子育て家庭

【こども家庭センター型】

こども家庭センターとは、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、従来の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことを目的として設置されることが市町村の努力義務とされた機関です。

母子保健機能と児童福祉機能を一体的な組織として運営することにより、両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行います。

【対象者】 妊産婦及び18歳未満の子どもと子育て家庭

【妊婦等包括相談支援事業型】

妊産婦・その配偶者等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ等、妊婦のための支援給付事業と効果的に組み合わせ、伴

奏型相談支援を行う事業です。

【対象者】 妊産婦とその配偶者等

○地域子育て相談機関

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、地域子育て相談機関の整備が市町村の努力義務とされました。

地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ必要な助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行います。

[対象者] 妊産婦及び18歳未満の子どもとその家庭

■確保の内容 【基本型・特定型・こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【基本型Ⅰ～Ⅲ】 実施か所数（か所）	2	2	2	3	3
【特定型】 実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
【こども家庭センター型】 実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
○地域子育て相談機関 実施か所数（か所）	2	2	2	3	3

■量の見込みと確保の内容【妊婦等包括相談支援事業型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	738	739	745	757	752
確保の内容（人）	757	757	757	757	757
	実施体制：市保健師等 実施機関：こども家庭センター（保健センター）				

■確保策推進等についての考え方

【基本型Ⅰ～Ⅲ（地域子育て相談機関を含む）】

本市においては、令和6年9月、こども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」を、市内で1か所目の地域子育て相談機関として指定し、相談事業を開始しました。事業の開始にあたり、利用者支援事業基本型Ⅰによる事業補助を活用し、専任の地域子育て利用者支援専門員を配置しています。

今後、全ての妊産婦、子どもと子育て世帯が、気軽に相談できる身近な相談機関として、市内の地域子育て支援拠点や子育て支援を行う施設・事業所において、利用者支援事業の枠組みによる補助を活用した地域子育て相談機関の整備を検討し、地域で安心して子育てができる環境整備を進めていきます。

【特定型】

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口には保育所等入所相談支援員を配置し、平成 26 年度から実施をしています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施してまいります。また、相談の中で把握された育児、発達等の支援を必要とする家庭に対しては、各機関へのガイド役として相談に応じてまいります。

【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子どもと子育て家庭からの相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応を行う相談支援体制を構築します。併せて、特定妊婦や産後うつ等、特に支援が必要な方への対応や、地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。

【妊婦等包括相談支援事業型】

妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援の充実のため、妊婦のための支援給付事業と組み合わせながら、切れ目ない支援の推進を図ってまいります。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	989	990	999	1,014	1,008
	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014
確保の内容(人)	実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

■確保策推進等についての考え方

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施してまいります。

(3) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

[対象] 妊婦

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	905	906	914	928	922
確保の内容(人)	928	928	928	928	928
	実施場所：都内契約医療機関 (都外医療機関等で受診の場合は現金給付) 検査項目：計14回、現在の検査項目を引き続き実施 妊婦超音波検査 妊婦子宮頸がん検診				

■確保策推進等についての考え方

妊娠届出書の提出時、妊婦の健康の保持増進を図るために、妊婦健診等の受診票等を配布しております。全ての妊婦が安心して出産・育児を迎えられるように、医学的検査及び医療機関での保健指導等が受けられる体制の整備を図ります。

(4) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保をし、もって子育て支援の充実を図ることを目的に実施する事業です。医療従事者が直接母のケアや育児相談等にのり、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

[対象]

【産後ケア】乳児とその母で、産後ケアを必要とする方

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1,143	1,143	1,154	1,172	1,164
確保の内容(人)	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	実施体制：委託で実施 実施場所：医療機関(病院)、助産院、利用者自宅(アウトリーチ)				

■確保策推進等についての考え方

利用者アンケートでの利用者の満足度が高い事業で、事業開始以降拡充を図ってきました。現在は、市内及び近隣の2機関で実施し、デイサービス型のほかに宿泊型も行っています。使いたい方が使いたい時に使えるよう、量や利便性等を考慮した環境整備が必要です。今後、アウトリーチ(訪問)型の導入や、新たな実施機関の確保による、提供体制の充実を進めていきます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）※トワイライトステイは一時預かり事業に含む
 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童につ
 いて、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童・就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/年）	604	587	587	587	588
確保の内容（人/年）	730	730	730	730	730

■確保策推進等についての考え方

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員2名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっており、事業を継続して実施していきます。0歳～1歳児の預かりや、地域での預かりのニーズに対応するため、里親ショートステイなどの実施の可能性についても研究していきます。

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供等を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童及びその保護者

[単位] 延べ利用者数（月間）人／月

■量の見込みと確保の内容

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み（人/月）		5,188	5,199	5,249	5,322	5,312	
確保の内容	確保の内容	（人/月）	3,350	3,350	3,350	5,143	5,143
		（か所）	5	5	5	5	5
	児童館の子育てひろば事業	（人/月）	1,719	1,719	1,719	1,719	1,719
		（か所）	4	4	4	4	4
	こども家庭センターの親子遊びひろば事業	（人/月）	1,631	1,631	1,631	3,424	3,424
		（か所）	1	1	1	2	2

■確保策推進等についての考え方

現在、国の法定事業として、児童館4館での子育てひろばと、こども家庭センターでの親子遊びひろばにより事業を実施しています。現在の量の見込みは現在の提供体制を上回っています。

また、法定事業以外の独自の取組として、学童保育所で市の独自事業として実施しているひろば事業や、市内の各認可保育園においても子育て中の親子の交流や育児相談等を実施しています。

今後は、こども家庭センター親子あそびひろばは、(仮称)新福祉会館への移設を予定しており、市

の中心部への移設による利用者の増が見込まれます。また移設後にも、移設前のこども家庭センター親子あそびひろばの、地域利用者やボランティア等の繋がりを維持するため、貫井北地域におけるひろば機能の維持の方策についても検討していきます。

市内各所において、地域の子育て支援の拠点となるひろば事業を維持・充実することにより、保護者が子どもを連れて容易に利用できる地域の居場所作りを促進し、地域に根差した子育て基盤の整備を図っていきます。

(7) 病児保育事業

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象児童] 未就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	3,209	3,120	3,117	3,115	3,120
確保の内容(人日/年)	2,532	2,532	2,532	2,532	2,532

■確保策推進等についての考え方

現在、保育所等に入所している児童を対象に、病児・病後児保育室2施設、認可保育所における体調不良児対応型1施設が事業を実施しています。子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、回答者の41.5%が「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答しており、一定のニーズがあることを把握しています。

今後は、各施設の運営状況及び地理的な状況を踏まえつつ、施設の増設について検討します。

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター、就学後を含む。)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[対象児童] 就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	1,460	1,446	1,402	1,362	1,300
【低学年】量の見込み	1,115	1,091	1,045	1,010	955
【高学年】量の見込み	345	355	357	352	345
確保の内容(人日/年)	1,460	1,446	1,402	1,362	1,300

■確保策推進等についての考え方

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。より多くの協力会員を確保していくため、引き続き、様々な広報活動を通じた会員募集や、依頼会員への協力会員登録への働きかけ等を行います。共働き

家庭の増加などによる多様なニーズにも対応して行くため、今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進め、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。また、病児・病後児預かり（病児・緊急対応強化事業）の導入などの検討も行っていきます。

（9）延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

〔対象児童〕 未就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,056	1,030	1,034	1,038	1,045
確保の内容（人）	1,056	1,030	1,034	1,038	1,045

■確保策推進等についての考え方

認可保育所全園で延長保育を実施しており、在園児童が認定されている保育時間を超えた保育を希望する場合のニーズに対応しています。保育標準時間認定では、11時間を超えて利用する場合に延長保育となり、保育短時間認定では、8時間を超えて利用する場合に延長保育となります。延長終了時間は、市立保育所は19時まで、私立保育所は各園により19時から20時30分の間で時間が異なります。今後も既存の保育施設において継続的な実施体制の維持を図ります。

（10）放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業

子どもたちの健やかな成長を図るため、放課後等の安全安心な居場所や生活の場を提供する事業です。

① 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

当該事業は児童福祉法では小学校に就学している児童を対象として定められていますが、本市は、小金井市学童保育所条例において、小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までを対象とする経過措置を設けており、当該計画期間においては対象児童の学年を据え置いた対応を行います。

〔対象児童〕 就学児童のうち、小学校1年生～3年生（障がいのある児童は小学校4年生まで）

② 放課後子ども教室事業

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、多彩なプログラムを実施しています。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

〔対象児童〕 就学児童

■量の見込みと確保の内容

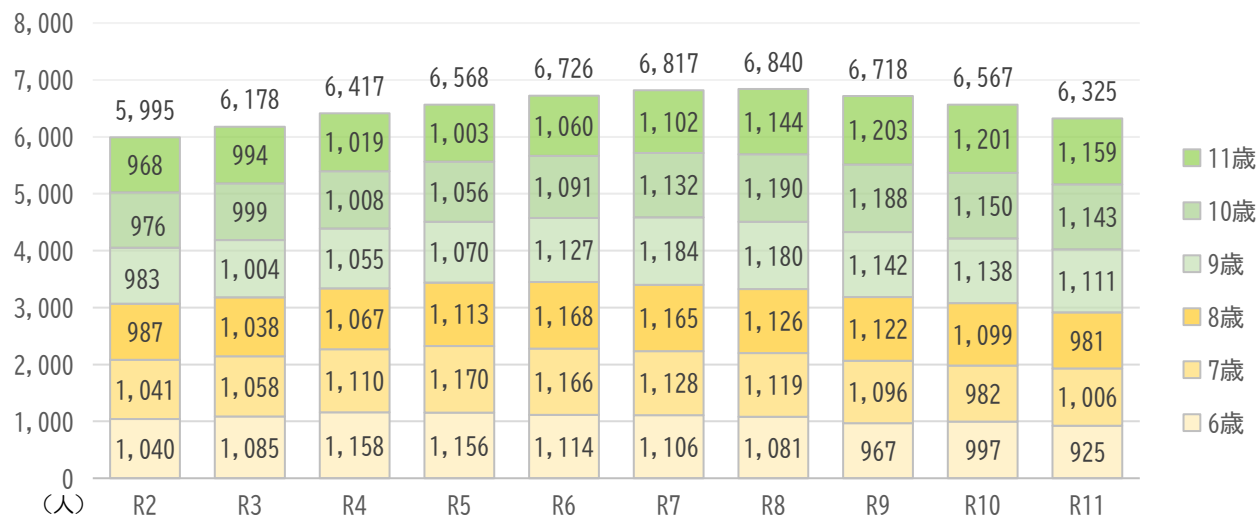
<計画期間の学齢期児童数の推計（再掲 P. 4）>

	実績					推計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
6歳	1,040	1,085	1,158	1,156	1,114	1,106	1,081	967	997	925	-17.0%
7歳	1,041	1,058	1,110	1,170	1,166	1,128	1,119	1,096	982	1,006	-13.7%
8歳	987	1,038	1,067	1,113	1,168	1,165	1,126	1,122	1,099	981	-16.0%
9歳	983	1,004	1,055	1,070	1,127	1,184	1,180	1,142	1,138	1,111	-1.4%
10歳	976	999	1,008	1,056	1,091	1,132	1,190	1,188	1,150	1,143	4.8%
11歳	968	994	1,019	1,003	1,060	1,102	1,144	1,203	1,201	1,159	9.3%

	実績					推計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
6-8歳	3,068	3,181	3,335	3,439	3,448	3,399	3,326	3,185	3,078	2,912	-15.5%
9-11歳	2,927	2,997	3,082	3,129	3,278	3,418	3,514	3,533	3,489	3,413	4.1%
合計	5,995	6,178	6,417	6,568	6,726	6,817	6,840	6,718	6,567	6,325	-6.0%

(各年4月1日)

■6～11歳の実績・推計



■放課後児童健全育成事業（学童保育）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1,827	1,924	1,998	2,097	2,161
	1年生	600	640	625	704	713
	2年生	543	588	629	616	689
	3年生	515	486	529	566	552
	4年生	34	40	39	39	38
	5年生	65	66	66	63	63
	6年生	70	104	110	109	106
	【低学年】計	1,658	1,714	1,783	1,886	1,954
【高学年】計	169	210	215	211	207	
平均利用人数 予測（人）※	低学年	1,326	1,371	1,426	1,509	1,563
	高学年	135	168	172	169	166
確保の内容（人）	低学年	1,200	1,240	1,280	1,320	1,320
	高学年	0	0	0	0	0

※ 量の見込みに過去4年の利用希望日数より算出した毎日利用する児童の割合80%を乗じた人数

■放課後子ども教室

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	開催回数（回）	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

※天候や暑さ指数などで中止を考慮した場合

■確保策推進等についての考え方

① 放課後児童健全育成事業

現在、多くの学童保育所が定員の超過状態にあり、更なる受け入れ体制の充実が、引き続き課題となっています。小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までの低学年児童のみを受け入れている現状においても、既に定員超過状態にある一方、計画期間中において低学年の量の見込みは約2割増加する見込みです。

定員確保については、保育がより必要な学齢である低学年児童の受け入れを最優先として行い、高学年児童の放課後の居場所等の確保については、放課後子ども教室事業や児童館事業等を活用する他、子どもの放課後の過ごし方の課題として検討していきます。

今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、民間活力や公共施設の活用等、緊急対応の必要なところから優先的に保育環境の整備を進めます。

特に、運営にあたっては、サービスの向上を目的とした開所時間のさらなる延長並びに障がいのある児童の受入学年の拡大等、放課後児童健全育成事業に求められる役割の向上等についても、市民ニーズ等を踏まえ、検討します。

② 放課後子ども教室事業

放課後子どもプラン運営委員会、小学校ごとのコーディネーター、放課後子どもプラン協議会及び学習アドバイザー等の地域住民の方々の協力等も得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校開校日における月曜日から金曜日までの放課後子ども教室全日開催を行っています。今後、学校以外の場所での開催も視野に入れていきます。また、特別な配慮を要する児童への対応には、スタッフを増やすなどの必要な措置を行います。

③ 新・放課後子ども総合プランに基づく両事業の連携について

小金井市では、令和元年度までに全小学校区（一体型を6校、連携型を3校）で放課後子どもプラン協議会を設置しています。

協議会では、共通プログラムと学校施設の活用に関する事、及び放課後の子どもの居場所に関する情報共有について協議し、放課後子ども教室共通プログラムの企画段階から、学童保育所の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して内容等を検討します。合わせて、連携型で共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業担当者の連絡、情報交換を密にします。

また、放課後子どもプランの担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進します。

教育委員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議をします。

(11) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象児童] ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

①幼稚園等における一時預かり

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計(人日/年)	23,002	21,733	21,503	21,180	21,287
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	4,379	4,138	4,094	4,032	4,053
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	18,623	17,596	17,409	17,147	17,234
確保の内容(人日/年)	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869

■確保策推進等についての考え方

市内幼稚園等6園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定（保育の必要性あり）が見込まれる児童の幼稚園（幼児期の学校教育）希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

②保育園等における一時預かり

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	13,796	13,446	13,437	13,428	13,449
確保の内容(人日/年)	13,631	13,521	13,518	13,515	13,522
保育園の一時預かり(在園児対象型以外)	8,482	8,482	8,482	8,482	8,482
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	3,939	3,829	3,826	3,823	3,830
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210

■確保策推進等についての考え方

現在、認可保育所11園、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。特に私立の認可保育所においては、新規開設や既存施設の改修にあわせて、東京都が実施する独自の一時預かり事業（余裕活用型など）も実施しています。

他方で、近年の待機児童の解消に伴い、定期利用型については利用者数が減少してきています。

各家庭が一時預かり事業を必要とする事由は多様なことから、それらのニーズに対応できるよう、一定の提供体制を維持していくことが必要です。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、令和6年9月から市内保育施設において事業を開始しました。衛生・安全面に配慮しつつ事業を実施していきます。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

[対象児童] 保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計(人日/年)	—	12,672	12,672	12,672	12,672
確保の内容(人日/年)	—	12,672	12,672	12,672	12,672

■確保策推進等についての考え方

満3歳未満の未就園児の利用希望が一定程度見込まれることから、令和8年度からの本格実施に向け、利用ニーズを見極めながら、提供体制を整備していくことが必要です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保策推進等についての考え方

令和5年度から「小金井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を開始し、認可保育所等以外の多様な集団活動を用いた保育等を提供する施設の利用者に対して利用料の補助を行っています。今後も国や都の動向を踏まえ、必要な事業について検討を行います。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

各施設において実費徴収を行うことができることとされている、①食事の提供に関する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

- ① 新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の利用世帯を対象に、食事の提供に関する費用のうち副食費について費用を助成する。
- ② 特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯を対象に、日用品、文房具等の購入に要する費用を助成する。

[対象児童] 未就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	確保	確保	確保	確保	確保

■確保策推進等についての考え方

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて、対象者に対して助成します。

(15) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門相談支援員がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者] 要支援児童、要保護児童、特定妊婦等

[単位] 延べ利用者数(年間)人

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	42	42	42	42	42
確保の内容(人)	42	42	42	42	42
	実施体制:こども家庭センターケースワーカー及び専門相談支援員の派遣により実施 実施機関:こども家庭センター				

■確保策推進等についての考え方

乳児家庭全戸訪問事業や関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される、養育支援が特に必要な家庭に対して、こども家庭センターがその必要性等を判断し、こども家庭センターケースワーカー又は専門相談支援員を派遣しています。令和6年度から、家事育児への援助は、子育て世帯訪問支援事業へと移管されたため、本事業では相談支援を継続します。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れること

は可能となっているため、事業を継続していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援の質が保たれるよう、こども家庭センターのケースワーカー及び専門相談支援員へのアドバイザー事業によるケース検討会（年6回）を継続し、ケース対応力の強化を図っていきます。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3の規定より）

(16) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

[対象年齢] 要支援児童、要保護児童、特定妊婦等

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	365	365	365	365	365
確保の内容（人）	365	365	365	365	365
	実施体制：委託により実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（4事業所）				

■確保策推進等についての考え方

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、養育支援訪問事業が保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直され、同事業において行われてきた家事・養育に係る援助や子育てに関する情報の提供その他必要な支援については、「子育て世帯訪問支援事業」として新設されました。

本市では、従来の養育支援訪問事業おける、家事・養育支援等は、市内の事業所への委託により実施してきました。法改正に伴い、家事・養育支援等を本事業へ引き継ぎ、令和6年4月1日以降も継続して事業を実施していきます。また、委託事業所への研修や連絡会の継続により、訪問支援員の質の充実に努めます。

(17) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

[対象年齢] 0～17歳児 ※地域の状況に応じて対象年齢を限定することも可能

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人/年）	—	—	—	—	—
確保の内容（人）	—	—	—	—	—

■確保策推進等についての考え方

本事業については、包括的な支援を実施する機能を有するものであり、今後、対象年齢や実施場所等、実施に向けた体制の整備について検討を行ってまいります。

(18) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

[対象年齢] 支援が必要と認められる児童及びその保護者等

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	78	79	79	79	79
確保の内容（人）	80	80	80	80	80
	実施体制：委託により実施 実施機関：こども家庭センター 委託団体等：親子あそびひろば運営事業者				

■確保策推進等についての考え方

年間を通して様々なイベントやグループワークが行われ、地域の親子の集いの場として親しまれている、親子遊びひろば「ゆりかご」において、新たな委託事業として実施します。親子遊びひろばスタッフや、こども家庭センター保健師及び子ども家庭相談支援員が、事業の中で把握した、親子関係形成に支援が必要と思われる親子に利用の勧奨を行い、適切な親子関係の構築を支援します。